

学校法人十全青翔学園
役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人十全青翔学園の役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事、監事及び評議員をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

(役員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

4 役員に対しては、別表3により、月額報酬を支払うことができる。

5 前項にあたる役員に対しては、別表1及び別表2に係る報酬及び実費弁償費並びに第6条に係る報酬支出は、これを行わないものとする。

6 役員に対する各年度の支払い総額は15,000,000円を超えない額とする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員の報酬等)

第 6 条 評議員が評議員会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第 7 条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表 4 により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第 8 条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第 9 条

本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附則

(実施期日)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より適用する。

令和 2 年 4 月 1 日改正

令和 3 年 4 月 1 日改正

別表1 (日額)

名 称	報 酬 額	実 費 弁 償 費
理事会出席報酬等	10,000円	実 費
評議員会出席報酬等	10,000円	実 費

別表2 (日額)

名 称	報 酬 額	実 費 弁 償 費
理事長業務報酬等	10,000円	実 費
理事業務報酬等	10,000円	実 費
監事監査業務報酬等	10,000円	実 費

別表3 (月額)

役 員 業 務 報 酬	報 酬 額
理 事 長	1,000,000円
週平均 30 時間未満	50,000円
週平均 30 時間以上	200,000円

別表4 (日額)

報 酬 額	旅 費	宿 泊 費	そ の 他
10,000円	実 費	実 費	実 費